

高松市スポーツ少年団設置規程

第1章 総則

第1条 この規程は、高松市体育協会規約第24条に基づいて設置された高松市スポーツ少年団に関する規程を定める。

第2条 高松市スポーツ少年団（Takamatsu Junior Sports Clubs Branch 略称 T・J・S・B）は、高松市において、登録したスポーツ少年団を統括し代表する組織体とする。

第2章 目的

第3条 高松市スポーツ少年団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化をはかり、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事業

第4条 高松市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) スポーツ少年団交流行事の実施及び推進
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団活動開発に関する調査研究及び実験の実施
- (7) スポーツ少年団活動のための施設の充実促進
- (8) スポーツ少年団及び団員、指導者の顕彰
- (9) 関係団体との提携
- (10) そのほか、目的達成に必要な事業

第5条 高松市スポーツ少年団は、前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、高松市スポーツ少年団の事業実施の基本方針及び予算決算ならびにその変更については、あらかじめ高松市体育協会（以下「本会」という。）理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

第4章 登録

第6条 高松市スポーツ少年団への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては別に定める。

第5章 役員

第7条 高松市スポーツ少年団につきの役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 委員 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

第8条 委員は、単位スポーツ少年団が、その指導者、母集団の中から各1名を選出する。

第9条 本部長は、委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2 本部長は、高松市スポーツ少年団を代表し、団務を統括する。

第10条 副本部長は、常任委員会で推挙し、委員総会の承認を得て本部長が委嘱する。

2 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるとき、または欠けたときは本部長があらかじめ指名した順序により、副本部長がその職務を代理し、またはその職務を行う。

第11条 常任委員は、高松市スポーツ少年団指導者協議会規程に定める各委員会ごとに1名を選出し本部長が委嘱する。

2 前項のほか、本部長は、高松市スポーツ少年団母集団協議会規程に定める委員長、副委員長を常任委員に委嘱する。

3 前各項のほか、本部長は、委員総会に諮ってスポーツ少年育成者及び学識経験者から若干名の常任委員及び会計1名、監事2名を委嘱することができる。

ただし、学識経験者を除く常任委員は、第1項及び第2項によって選出された常任委員の総数を超えられない。

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。

ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

第6章 顧問

第13条 高松市スポーツ少年団に顧問を置くことができる。

2 顧問は、常任委員会の同意を得て本部長が委嘱し、本部長の諮問に応じる。

第7章 名誉委員

第14条 本部長は、委員総会に諮って、高松市スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を終身の名誉委員に推挙することができる。

第8章 会議

第15条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、高松市スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要事項を議決する。

2 委員総会は、毎年1回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。

3 前項のほか常任委員が必要と認めたとき、または、委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は、2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

第16条 委員総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したいときはこの限りではない。

2 常任委員及び委員が、委員総会に出席できないときは、議決権を本部長もしくはほかの常任委員及び委員に委任することができる。この場合、委任した常任委員または委員は、出席したものとみなす。

第17条 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第18条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、高松市スポーツ少年団の団務を議決し執行する。

2 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

3 常任委員会は、構成員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。

4 常任委員会は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

5 常任委員が、常任委員会に出席できないときは、議決権を本部長もしくは他の構成員に委任することができる。この場合、委任した常任委員は、出席したものとみなす。

第9章 専門部会

第19条 高松市スポーツ少年団に専門部会を置くことができる。

2 専門部会についての必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

第10章 指導者協議会

第 20 条 高松市スポーツ少年団に指導者の資質，指導力の向上のため指導者協議会を置く。

2 指導者協議会については，常任委員会の議決を経て別に定める。

第 11 章 母集団協議会

第 21 条 高松市スポーツ少年団に，母集団の資質の向上，健全育成のため母集団協議会を置く。

2 母集団協議会については，常任委員会の議決を経て別に定める。

第 12 章 リーダー会

第 22 条 高松市スポーツ少年団に，リーダーの資質向上，健全育成のためリーダー会を置く。

2 リーダー会については，常任委員会の議決を経て別に定める。

第 13 章 会計

第 23 条 高松市スポーツ少年団の予算は，本会の特別会計とし，補助金，寄付金，登録料等をもって支弁する。

第 14 章 事務局

第 24 条 高松市スポーツ少年団の事務局は，高松市役所内に置く。

第 15 章 本規程の変更

第 25 条 この規程は常任委員会，及び，委員総会において，3分の2以上の同意を得たのち，本会理事会及び常任理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

この規程は，昭和 60 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 7 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 9 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 19 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 20 年 5 月 24 日から施行する。